

(証券コード 8984)

投資主各位

平成25年11月8日

東京都千代田区永田町二丁目4番8号
大和ハウス・レジデンシャル投資法人
執行役員 瀧 美知男

第8回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、大和ハウス・レジデンシャル投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の第8回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、本投資主総会に当日ご出席いただけない場合は、議決権行使書面によって議決権を行使することができます。議決権行使書面による議決権の行使をご希望の場合は、後記の「投資主総会参考書類」をご検討いただきまして、お手数ながら同封の議決権行使書面に賛否をご記入の上、平成25年11月25日（月曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）第93条第1項の規定に基づき、現行規約第15条におきまして「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、**当日ご出席いただけず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をいただけない投資主様につきましては、本投資主総会の各議案に賛成するものとみなされ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。**

<本投資法人現行規約抜粋>

第15条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

記

1. 日 時：平成25年11月26日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所：東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号

大和ハウス工業株式会社 東京ビル 201会議室

（末尾の「第8回投資主総会会場のご案内図」をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

第1号議案：規約一部変更の件

第2号議案：執行役員1名選任の件

第3号議案：補欠執行役員1名選任の件

第4号議案：監督役員2名選任の件

第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

以上

(お願い)

- ①本投資主総会に当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ②代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ③投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合には、修正後の事項を、本投資法人ホームページ（<http://daiwahouse-reit.co.jp/>）に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ④当方は、本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である大和ハウス・アセットマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

本投資法人の規約を下記「2. 変更の内容」記載のとおり変更することをお願いするものであります。

1. 変更の理由

- (1) 投資口の取扱に関する事項について、投資口取扱規則に定める旨を明確化するものであります（現行規約第6条関係）。
- (2) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）を改正する法律が国会で可決成立したことに伴い、以下の規定を新設又は修正するものであります。
 - ① 投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができる旨の規定を新設するものであります（変更案第8条第2項関係）。
 - ② 一定の日及びその日以後遅滞なく投資主総会を招集する旨の定めとして、本投資法人の投資主総会は、平成27年11月5日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの11月5日及び同日以後遅滞なく招集する旨、並びに、必要あるときはそれ以外に隨時投資主総会を招集する旨の規定を新設するものであります（変更案第9条第3項関係）。
 - ③ 変更案第9条第3項第一文の規定に基づき招集される投資主総会については、投資主総会の日の公告をすることを要しない旨の規定を新設するものであります（現行規約第9条第3項関係）。
 - ④ 変更案第9条第3項第一文の規定に基づき招集される投資主総会について、当該投資主総会において権利行使することができる投資主又は登録投資口質権者を定める旨の規定を新設するものであります（変更案第16条第1項関係）。
 - ⑤ 上記の新設及び修正について、上記の新設及び修正に関連する投信法の改正の施行日に効力が生じる旨の附則を新設するものであります（変更案第12章関係）。
- (3) 投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、規約で規定する役員の任期を延長又は短縮することを可能とするための規定を設けるものであります（現行規約第19条第2項関係）。

- (4) 平成25年1月4日付にて、社団法人投資信託協会が一般社団法人に移行したことに伴い、必要な字句の修正等を行うものです（現行規約第34条第1項第10号関係）。
- (5) 上記の他、条文の整備、表現の変更及び明確化、字句の修正等を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第6条（投資口の取扱に関する事項） 本投資法人の投資主名簿への記載又は記録 その他の投資口に関する取扱い手続及びそ の手数料については、法令又は本規約<u>の他</u>、役員会<u>の定めるところ</u>による。</p> <p>第8条（投資主の請求による投資口の払戻 し） 本投資法人は、投資主の請求による投資口 の払戻しを行わない。 (新設)</p>	<p>第6条（投資口の取扱に関する事項） 本投資法人の投資主名簿への記載又は記録 その他の投資口に関する取扱い手續及びそ の手数料については、法令又は本規約<u>に定 めるものを除き</u>、役員会<u>において定める投 資口取扱規則</u>による。</p> <p>第8条（投資主の請求による投資口の払戻 し及び合意による自己の投資口の 取得） <u>1. 本投資法人は、投資主の請求による投 資口の払戻しを行わない。</u> <u>2. 本投資法人は、投資主との合意により 本投資法人の投資口を有償で取得する ことができる。</u></p>
<p>第9条（招 集） 1. (省略) 2. 投資主総会は、法令に別段の定めがあ る場合<u>の他</u>、執行役員が1名の場合は 当該執行役員が、執行役員が2名以上 の場合は役員会において<u>予め</u>定めた順 序に従い執行役員の1名がこれを招集 する。 (新設)</p>	<p>第9条（招 集） 1. (現行どおり) 2. 投資主総会は、法令に別段の定めがあ る場合<u>を除き</u>、執行役員が1名の場合は 当該執行役員が、執行役員が2名以上 の場合は役員会において<u>あらかじめ</u> 定めた順序に従い執行役員の1名がこ れを招集する。 <u>3. 本投資法人の投資主総会は、平成27年 11月5日及び同日以後遅滞なく招集 し、以後、隔年ごとの11月5日及び同 日以後遅滞なく招集する。また、本投 資法人は、必要があるときは隨時投 資主総会を招集することができる。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p><u>3.</u> 投資主総会を招集するには、投資主総会の日の2か月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに、投資主に対して、書面をもって、又は法令の定めるところに従い、電磁的方法により、通知を発するものとする。</p> <p>第10条（議長） 投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において<u>予め</u>定めた順序に従い執行役員の1名がこれにあたる。すべての執行役員に欠員又は事故がある場合は、役員会において<u>予め</u>定めた順序に従い、監督役員の1名がこれにあたる。</p> <p>第12条（議決権の代理行使） 1. (省略) 2. 前項において当該投資主又は代理人は、投資主総会ごとにその代理権を証する書面を<u>予め</u>本投資法人に提出し又はかかる書面に記載すべき情報を電磁的方法により提供しなければならない。代理権を証する書面に記載すべき情報を電磁的方法により提供しようとする投資主又は代理人は、本投資法人に対し、<u>予め</u>その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p>	<p><u>4.</u> 投資主総会を招集するには、投資主総会の日の2か月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに、投資主に対して、書面をもって、又は法令の定めるところに従い、電磁的方法により、通知を発するものとする。<u>ただし、前項第一文の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から25か月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告を要しないものとする。</u></p> <p>第10条（議長） 投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において<u>あらかじめ</u>定めた順序に従い執行役員の1名がこれにあたる。すべての執行役員に欠員又は事故がある場合は、役員会において<u>あらかじめ</u>定めた順序に従い、監督役員の1名がこれにあたる。</p> <p>第12条（議決権の代理行使） 1. (現行どおり) 2. 前項において当該投資主又は代理人は、投資主総会ごとにその代理権を証する書面を<u>あらかじめ</u>本投資法人に提出し又はかかる書面に記載すべき情報を電磁的方法により提供しなければならない。代理権を証する書面に記載すべき情報を電磁的方法により提供しようとする投資主又は代理人は、本投資法人に対し、<u>あらかじめ</u>その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p>

現 行 規 約	変 更 案
第16条（基準日） (新設)	第16条（基準日） <p>1. <u>本投資法人が第9条第3項第一文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、平成27年8月末日及び以後隔年ごとの8月末日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主又は登録投資口質権者をもって、かかる投資主総会において権利行使することができる投資主又は登録投資口質権者とする。</u></p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、本投資法人は、役員会の決議を経て法令に従いあらかじめ公告する一定の日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利行使することができる投資主又は登録投資口質権者とすることができる。</p>
本投資法人は、役員会の決議を経て法令に従い予め公告する一定の日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利行使することができる投資主又は登録投資口質権者とすることができます。	
第19条（役員の選任及び任期） 1. (省略) 2. 役員の任期は、選任後2年とする。ただし、補欠又は増員のために選任された役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。 3. (省略)	第19条（役員の選任及び任期） 1. (現行どおり) 2. 役員の任期は、選任後2年とする。ただし、 <u>投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、その期間を延長又は短縮することを妨げない。また、</u> 補欠又は増員のために選任された役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。 3. (現行どおり)
第22条（招集及び議長） 1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合の他、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において予め定める順序に従い執行役員の1名がこれを招集し、その議長となる。 2. (省略)	第22条（招集及び議長） 1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会においてあらかじめ定める順序に従い執行役員の1名がこれを招集し、その議長となる。 2. (現行どおり)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第25条（役員会規則） 役員会に関する事項については、法令及び本規約に定めるもの<u>の他</u>、役員会において定める役員会規則による。</p> <p>第34条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次のとおり投資対象資産の種類ごとに定める。</p> <p>(1) 第31条第2項第1号乃至第3号に定める不動産、不動産の賃借権及び地上権 取得価額から減価償却累計額を控除した価額により評価する。なお、建物及び設備等についての減価償却額の算定方法は定額法による。ただし、定額法を採用することが、正当な事由により適當ではなくなった場合で、かつ投資家保護上問題がないと判断できる場合に限り、他の評価方法に変更することができるものとする。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 第31条第2項第5号に定める信託財産を主として不動産、不動産の賃借権及び地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 信託財産の構成資産が第1号に掲げる資産の場合は、第1号に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p>	<p>第25条（役員会規則） 役員会に関する事項については、法令及び本規約に定めるものを<u>除き</u>、役員会において定める役員会規則による。</p> <p>第34条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次のとおり投資対象資産の種類ごとに定める。</p> <p>(1) 第31条第2項第1号乃至第3号に定める不動産、不動産の賃借権及び地上権 取得価額から減価償却累計額を控除した価額により評価する。なお、建物及び設備等についての減価償却額の算定方法は定額法による。ただし、定額法を採用することが、正当な事由により適當ではなくなった場合で、かつ投資家保護上問題がないと判断できる場合に限り、他の評価方法に変更することができる。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 第31条第2項第5号に定める信託財産を主として不動産、不動産の賃借権及び地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 信託財産が第1号に掲げる資産の場合は、第1号に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
(4) 第31条第2項第6号に定める不動産に関する匿名組合出資持分 匿名組合出資持分の構成資産が前各号に掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額により評価する。	(4) 第31条第2項第6号に定める不動産に関する匿名組合出資持分 匿名組合出資持分の構成資産が前各号に掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該匿名組合出資持分の持分相当額を算定した価額により評価する。
(5) (省略)	(5) (現行どおり)
(6) (省略)	(6) (現行どおり)
(7) (省略)	(7) (現行どおり)
(8) 第31条第4項第3号に定めるデリバティブ取引に係る権利 ① (省略) ② (省略) ③ 上記にかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用することができる <u>ものとする</u> 。また、金利スワップ等に関する金融商品会計における特例処理及び為替予約に関する外貨建取引等会計処理基準における振当処理の適用を妨げない。	(8) 第31条第4項第3号に定めるデリバティブ取引に係る権利 ① (現行どおり) ② (現行どおり) ③ 上記にかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用することができる。また、金利スワップ等に関する金融商品会計における特例処理及び為替予約に関する外貨建取引等会計処理基準における振当処理の適用を妨げない。
(9) (省略)	(9) (現行どおり)
(10) その他 上記に定めがない場合は、投信法、社団法人投資信託協会（以下「投信協会」という。）の評価規則に準じて付されるべき評価額をもって評価し、又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従う。	(10) その他 上記に定めがない場合は、投信法、 <u>一般</u> 社団法人投資信託協会（以下「投信協会」という。）の評価規則に準じて付されるべき評価額をもって評価し、又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従う。

現 行 規 約	変 更 案
<p>2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、次のとおり評価するものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 不動産、不動産の賃借権及び地上権を信託する信託の受益権並びに不動産に関する匿名組合出資持分 信託財産又は匿名組合出資持分の構成資産が前号に掲げる資産については前号に従った評価を、金融資産及び負債については一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p>	<p>2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、次のとおり評価するものとする。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 不動産、不動産の賃借権及び地上権を信託する信託の受益権並びに不動産に関する匿名組合出資持分 信託財産又は匿名組合出資持分の構成資産が前号に掲げる資産については前号に従った評価を、金融資産及び負債については一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該<u>信託の受益権又は当該匿名組合出資持分の持分相当額</u>を算定した価額により評価する。</p>
<p>3. (省略)</p> <p>4. 第1項及び第2項に定める評価方法については、継続性の原則に則り変更は行わない。ただし、正当な事由により採用した方法による評価が適當ではなくなった場合で、かつ、<u>投資主保護上問題がないと合理的に判断できる場合</u>に限り、他の評価方法に変更できる<u>ものとする</u>。評価方法を変更した場合には、直後に投資主に交付する資産運用報告において次の事項を記載する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p>	<p>3. (現行どおり)</p> <p>4. 第1項及び第2項に定める評価方法については、継続性の原則に則り変更は行わない。ただし、正当な事由により採用した方法による評価が適當ではなくなくなった場合で、かつ、<u>投資家保護上問題がないと合理的に判断できる場合</u>に限り、他の評価方法に<u>変更することができる</u>。評価方法を変更した場合には、直後に投資主に交付する資産運用報告において次の事項を記載する。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
(新設)	<p><u>第12章 附則</u></p> <p><u>第41条 (改正の効力発生)</u></p> <p><u>1. 第8条第2項の新設にかかる改正は、投資法人が投資主との合意により自己の投資口の有償での取得を認める投信法の改正の施行日に効力を生じる。</u></p> <p><u>2. 第9条第3項及び第4項ただし書の新設並びに第16条の変更にかかる改正は、一定の日及びその日以降、遅滞なく、投資主総会を招集する旨を規約で定めた場合には、投資主総会の開催にかかる公告を要しない旨の投信法の改正の施行日に効力を生じる。</u></p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員瀧美知男は、平成25年11月30日をもって任期満了となります。つきましては、平成25年12月1日付で、新たに執行役員1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案において、執行役員1名の任期は、現行規約第19条第2項の規定により、平成25年12月1日より2年間となります。

また、執行役員の選任に関する本議案は、平成25年10月10日開催の役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって提出されたものであります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	主要略歴 (会社名等 当時)
多田哲治 (昭和24年10月26日)	昭和48年4月 中央信託銀行株式会社 入社 平成12年6月 中央三井信託銀行株式会社 執行役員本店営業第五部長 平成13年7月 同社 執行役員本店営業第四部長 平成17年1月 同社 常務執行役員 平成21年6月 中央三井信不動産株式会社 代表取締役社長 平成23年6月 三井ダイレクト損害保険株式会社 非常勤監査役

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、新たに補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案において、補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第19条第3項本文の規定により、第2号議案における執行役員の任期が満了する時である平成27年11月30日までとなります。

また、補欠執行役員の選任に関する本議案は、平成25年10月10日開催の役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって提出されたものであります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	主要略歴 (会社名等 当時)		
山田 裕次 (昭和35年7月4日)	昭和58年4月	大和ハウス工業株式会社	入社
	平成7年4月	同社 岩手支店	経理総務課長
	平成10年4月	同社 管理本部	財務部財務課長
	平成13年12月	同社 管理本部	財務部財務・資金グループグループ長
	平成15年10月	同社 横浜支店	管理部 次長
	平成20年4月	同社 東京支社	経理部長
	平成23年4月	大和ハウス・モリモト・アセットマネジメント株式会社 (出向)	顧問
	平成23年5月	同社	取締役
	平成23年6月	同社 (転籍)	代表取締役社長 (現任)

- 上記補欠執行役員候補者は、本資産運用会社の代表取締役社長であります。
- 上記補欠執行役員候補者は、上記を除き、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員米川勇及び監督役員岩崎哲也の両名は、平成25年11月30日をもって任期満了となります。つきましては、平成25年12月1日付で、改めて監督役員2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案において、監督役員2名の任期は、現行規約第19条第2項の規定により、平成25年12月1日より2年間となります。

また、投信法及び現行規約第18条の規定により、監督役員の員数は、執行役員の員数に1を加えた数以上であることが必要とされております。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主要略歴(会社名等 当時)
1	岩崎 哲也 (昭和41年2月20日)	平成2年4月 監査法人トーマツ 入所 平成6年3月 公認会計士登録 平成9年2月 エヌイーディー株式会社 入社 平成9年2月 岩崎哲也公認会計士事務所 開所 平成14年5月 税理士登録 平成16年8月 シティア公認会計士共同事務所 入所(現任) 平成18年1月 ビ・ライフ投資法人(現:大和ハウス・レジデンシャル投資法人) 監督役員(現任)
2	石川 浩司 (昭和43年6月8日)	平成9年4月 司法修習生 平成11年4月 東京弁護士会 大原法律事務所入所(現任) 平成25年6月 株式会社日本エム・ディ・エム 社外取締役(現任)

- 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりません。

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、新たに補欠監督役員1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案において、補欠監督役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第19条第3項本文の規定により、第4号議案における監督役員の任期が満了する時である平成27年11月30日までとなります。

補欠監督役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	主要略歴 (会社名等 当時)
柿島房枝 (昭和49年11月23日)	平成16年4月 司法修習生 平成17年10月 東京弁護士会 黒田法律事務所入所 平成19年2月 大原法律事務所入所（現任）

- ・上記補欠監督役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。

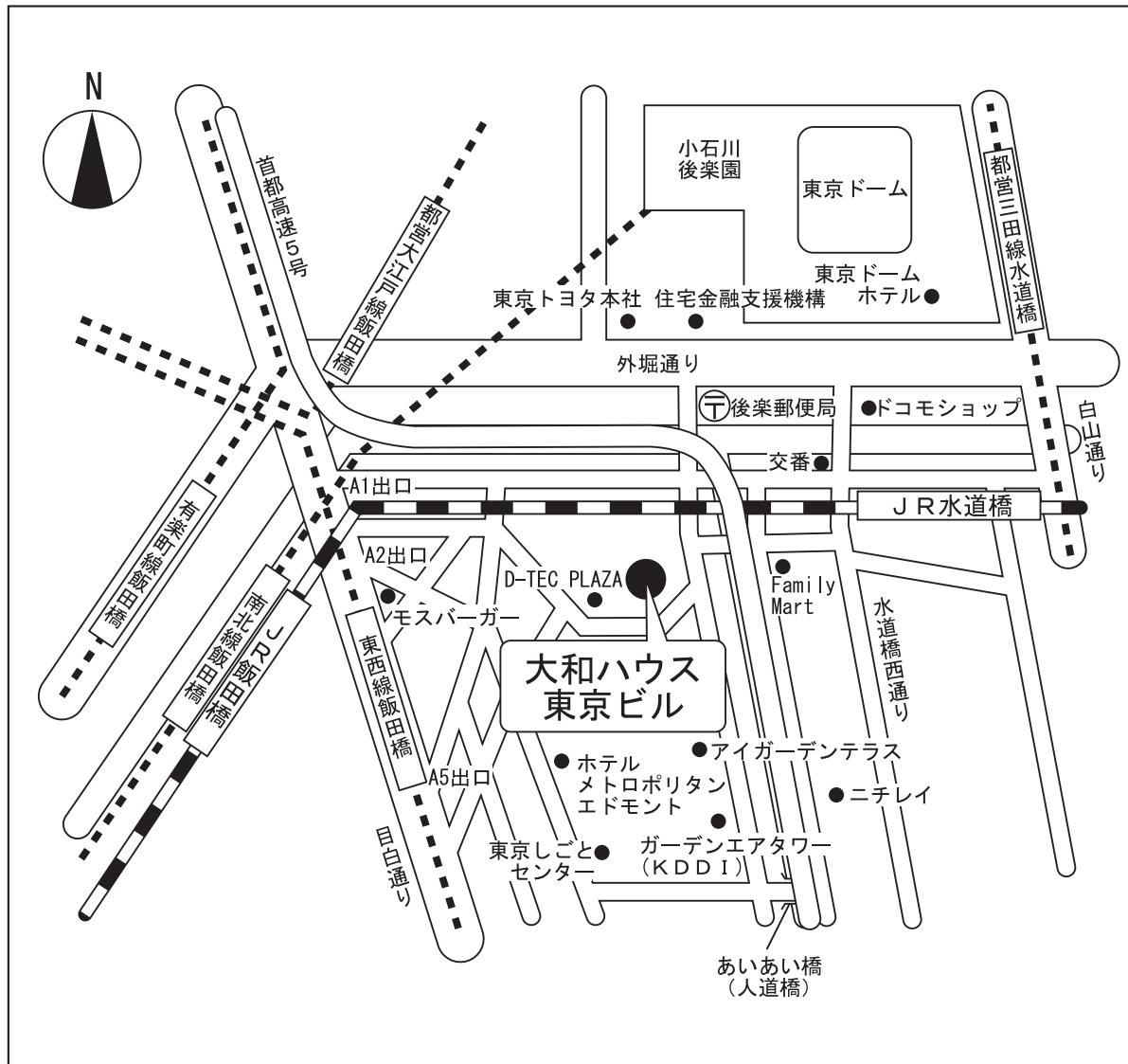
参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び現行規約第15条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第5号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

第8回投資主総会会場のご案内図

会場 東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号
大和ハウス工業株式会社 東京ビル 201会議室
電話 03-5214-2111



- 交通
 - J.R.水道橋駅 西口より徒歩2分
 - J.R.飯田橋駅 東口より徒歩7分
 - 東京メトロ有楽町線・南北線 都営大江戸線 飯田橋駅A1出口より徒歩7分
 - 東京メトロ東西線 飯田橋駅A5出口より徒歩4分又はA2出口より徒歩7分

<お願い>当施設には駐車スペースはございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。